

## 令和5年度財政援助団体等監査における意見・要望について(報告)

令和5年度の財政援助団体等監査について、令和6年1月25日に一般社団法人成田市観光協会を対象として実施した結果、補助金に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正と認められた。

なお、監査の結果に関する報告を決定するにあたり、次の事項については財政援助団体及び所管課への意見・要望とした。

- 1 案内所受託事業の貸借対照表で現金預金の記載漏れが見られた。財務諸表の作成にあたっては慎重を期されたい。
- 2 観光活性化事業補助金における各補助対象事業において、補助金等交付規則及び補助金交付要綱に基づき適正に補助金が交付されていると思料するが、具体的な支出が補助対象経費に該当するか否かに係る判断が補助金担当職員の知識・経験に委ねられており、マニュアル等が存在しない。職員異動時等に知識の承継が適切になされないリスクを排除する観点及び業務の均質性を確保する観点から、マニュアル等の整備を早急に検討されたい。
- 3 観光客の誘致を目的に実施するイベント等については、市の観光PRに大きく寄与するものであり、市が直接実施するよりも迅速かつ柔軟な対応に優れている観光協会への補助事業として実施することで効率的に行政目的が達成可能であることについては理解できる。この点、観光協会は市の意向を反映し、その指導を受けて事業を行う受け皿的な存在になりがちで、財政的にも市へ依存しがちになる傾向があるが、地域を巻き込んで、より自主的、自立的な運営、事業展開を図るための方策を検討されたい。